

## 保育費用徴収金減額申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所 板橋区

保護者氏名

下記の理由により、保育費用徴収金の納入が困難なので減額申請します。

フリガナ 児童名	年 月 日生	保育 施設 名	
フリガナ 児童名	年 月 日生	保育 施設 名	

申請理由(※ 該当するものに○印)

- 1 生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯になったため
- 2 世帯の収入額が生活保護法の基準に満たないため
  
- 3 住民税が免除となったため
- 4 住民税の徴収が猶予又は納期が延期されたため
- 5 住民税が均等割以下に減額されたため
  
- 6 災害又は盗難等による損失が生じたため
  
- 7 高額医療費がかかったため
  
- 8 稼働能力のない世帯員が増加したため(子どもが生まれたとき等)

氏名: \_\_\_\_\_ 生年月日: \_\_\_\_\_

- 9 世帯の稼働者が失業したため
- 10 世帯の前3か月の平均収入月額が前年の平均収入月額より1割以上低額になったため
  
- 11 同一世帯に以下のいずれかに該当する者がいるため  
身体障がい者(児)1・2・3級／知的障がい者(児)1・2・3・4度／精神障がい者(児)1・2・3級  
特殊疾病患者／要介護3以上
  
- 12 1から11までの条件によりがたいもので、天災のり災者等で特に必要と認められるため

添付書類をそえてご提出ください。

## 0歳・1歳・2歳児クラスの保育料減額基準表

申請の際は、必要な添付書類をそえてご提出ください。

番号	条 件	添付書類 ※コピー可
1	生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯になったとき	生活保護受給証明書
2	その年の世帯の収入額が生活保護法の基準に満たないとき	なし
3	今年度分の住民税が免除となったとき	住民税の減免可否決定通知書
4	住民税の徴収が猶予又は納期が延期されたとき	住民税の徴収猶予の決定通知書
5	今年度分の住民税が均等割以下に減額されたとき	住民税の減免通知書／住民税課税証明書等
6	災害又は盗難等による損失が生じたとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	・損失金額がわかる資料 ・保険金等で補填される金額のわかる資料
7	高額医療費がかかったとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	・支払った医療費がわかる資料 ・保険金等で補填される金額がわかる資料
8	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき (子どもが生まれたときや離婚して年度途中から子どもを扶養に入れることになった等)(入所となる児童でも申請可)	なし ※出産前の場合は受付ができません。
9	その世帯の稼働者が失業したとき	・離職日がわかる資料 ・退職所得にかかる住民税額がわかる資料
10	世帯の前3か月の平均収入月額が前年の平均収入月額より1割以上低額になったとき (賞与を除く)(育児休業の取得による収入の減少を除く)	・直近3か月分の給与明細(父母分) ・前年分の賞与の明細(父母分)
11	同一世帯に次のいずれかに該当する方がいるとき 1 障がい者 ① 身体障がい者(児) 1級～3級 (身体障害者福祉法第15条に定める手帳所持者) ② 知的障がい者(児) 1度～4度 (東京都愛の手帳交付要綱に定める手帳所持者) ③ 精神障がい者(児) 1級～3級 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める手帳所持者) 2 特殊疾病患者(医療券により確認できる者) 3 要介護3以上の者	該当する手帳 介護保険証 特殊疾病の医療券 マル都医療券 など
12	1から11までの条件によりがたいもので、天災のり災者等で特に必要と認められるとき	り災証明 など

※基準表の内容は今後変更となる場合があります。

### 注意事項

- 条件に該当しても、当初に決定している階層によっては減額にならない場合もあります。
- 減額申請は申請日(受理日)の翌月から適用します。**遡及はできません。**  
ただし、1月～8月末の間に条件番号6・7・8・10のいずれかの条件に該当し、8月末までに申請されたものについては、9月からの適用となります。
- 減額になる場合、減額事由に応じて保育料階層が下がり、保育料が減額されます。  
二つ以上の条件に該当する場合は、最も減額される階層幅が大きい条件一つを適用します。階層がどの程度下がるかは、減額事由や決定されている階層、計算結果等で異なるため、あてはまる事由すべてをご申請ください。
- 1月～8月は、「前年の」を「前々年の」と、「その年」を「その年の前年」と読み替えるものとします。
- 4月～8月は、条件番号3・5の「今年度分」を「前年度分」と読み替えるものとします。